

設立 30 年を迎えるに当たって



代表理事 金尾 健司

昭和 62 年に前身である「リバーフロント整備センター」が設立されて、今年で 30 年を迎えることになりました。30 周年を迎えられたことは、河川・水辺をフィールドとして活躍されている多くの研究者、専門家、民間の団体、そして国や自治体などの関係機関によるご指導、ご支援の賜物であり、深く感謝申し上げたいと思います。

さて、10 年前を振り返って見ると、当時は平成 9 年の河川法改正からちょうど 10 年を経過した時期に当たります。

「多自然型川づくり」が始まってから 15 年が過ぎ、様々な課題が浮き彫りになったことから、これまでのレビューとこれからの方向について議論が行われました。そして、特別なモデル事業であるかのような誤解を与える「型」から脱却し、普遍的な川づくりの姿としての「多自然川づくり」へと展開していくことになりました。

また、「ふるさとの川整備事業」をはじめとした水辺整備の事業メニューを統合して、「かわまちづくり支援制度」が創設されるとともに、河川内での収益活動も認めようという社会実験も始まり、川とまちの一体的整備を、より一層進めようという機運が盛り上がっていました。

当財団は、このような時期に成人式を迎え、意気揚々として将来の夢を描きながら、20 代をスタートさせました。

ところが、その後の 10 年は、東日本大震災をはじめとする大規模災害の頻発、社会資本整備関係予算の削減や事業仕分け、公益法人改革など、社会情勢は大きく変動しました。当財団もその大きな波に飲み込まれることになり、研究活動や組織の運営の面で厳しい環境におかれましては。

一方では、水循環や河川環境に関して、新しい

動きも出てきました。

平成 26 年には水循環基本法が施行され、健全な水循環系の再生を目指して、地域ごとに流域マネジメントを進めていくことになりました。

また、水辺活用の面では、大阪や東京をはじめとして民間主導で収益を上げながら水辺の賑わいを復活させるプロジェクトが立ち上がったたり、水辺の新しい活用を創造するミズベリング・プロジェクトの活動が全国的に輪を広げています。そして、河川敷地占用許可準則の改正など、これらを支援するための制度も整ってきました。

さらに、東日本大震災を教訓として、巨大な自然現象は必ず起きることを前提に、加えて地球温暖化による気候変動の影響も踏まえ、人命を守り社会の壊滅的な被害を回避する観点から防災・減災対策を考えていくことになりました。その一環として、高規格堤防についても見直しが行われ、実施箇所を限定して着実に推進することになりました。

次なる 10 年は、このような動きをしっかりと受け止めて、当財団の使命である、流域水循環管理、しなやかで強靱な流域形成、そして生態系サービスを楽しむ流域社会の構築の向け、調査研究や技術開発に努めてまいりたいと考えています。

今年、平成 9 年の河川法改正から 20 年という節目の年でもあります。これを機に、(公財)山階鳥類研究所名誉所長の山岸先生を委員長に、「河川法改正 20 年多自然川づくり推進委員会」が設置され、これまでの 10 年間のレビューに基づき、実践・現場視点と持続性・将来性から今後の方向について提言が出されました。

山岸先生には、設立 20 周年の寄稿文の中で、成人式を迎えた当財団に対する期待（「ドーダ理論」

に基づく、「陰ドーダ」をどんどんかますこと)をいただきました。その期待に添えたかどうか、あまり自信はありませんが、今回の提言の中に示された、多自然川づくりに関して取り組むべきテーマの多くは、まさしく当財団に求められる研究テーマであり、将来への期待のメッセージとして受け止めてまいりたいと思います。

論語に「三十而立 (30 にして立つ)」という言葉があります。当財団もいよいよ 30 代です。基礎をしっかりと固めて自立し、自己主張できる(「陽ドーダ」をかませる)よう努力してまいります。これからも、関係各位の暖かいご指導、ご助言を心よりお願いいたします。